

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	心の健康づくり電話相談業務
発 注 課	保) 障がい保健福祉部精神保健福祉センター
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人 札幌市精神障害者家族連合会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、電話による精神保健福祉相談であることから、精神保健福祉に関する幅広い専門的知識や電話対応力・傾聴力等、専門的に訓練・養成された能力が求められる、極めて高度かつ特殊な業務である。そのため、日頃の相談業務等により培われた豊富な経験やノウハウを活用することが極めて効果的である。上記事業者は、平成12年度から「心の健康づくり電話相談業務」を継続的に受託しており、電話による精神保健福祉相談において十分な技能、経験、ノウハウを有している。</p> <p>また、相談対応を行うにあたって、当事者等との信頼関係を構築し、継続的かつ長期的な視点で支援をすることは極めて重要である。本業務では、複雑困難な問題を抱え、また孤立等で追い込まれて自殺を考えるほどの相談を含む様々な相談を、継続的に受けることが多く、上記事業者による長年の誠実かつ適正な業務履行により、相談員と当事者が良好な信頼関係を構築しているケースが数多く見受けられることから、当事者等への支援として、この信頼関係を維持することが極めて効果的である。</p> <p>そして、本業務では、日常の些細な相談から、自殺を図ろうとする者の相談等、軽重様々な相談を受けており、電話相談のみならず、来所による相談や地域のネットワーク等へ繋げるなどの継続的な支援を要するケースがある。上記事業者は、他機関等との信頼関係により構築された地域のネットワークを有していることから、当事者等が必要とする支援につなぐなどの的確な対応が期待できる。</p> <p>これらのことから、本業務の目的を達成できるのは、上記事業者の他になく、競争入札に適さない。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和3年（2021年）3月18日